

第百八十六回国会 衆議院 財務金融委員会 議 録 第 六 号

平成二十六年三月十九日(水曜日)

午後五時十四分開議

出席委員

委員長 林田 彪君

理事 越智 隆雄君 理事 菅原 一秀君

理事 寺田 稔君 理事 御法川信英君

理事 古本伸一郎君 理事 桜内 文城君

理事 竹内 譲君

小倉 将信君 大串 正樹君

鬼木 誠君 神田 憲次君

工藤 彰三君 小島 敏文君

小林 茂樹君 小林 鷹之君

田野瀬太道君 竹下 巨君

中山 展宏君 葉梨 康弘君

藤丸 敏君 牧島かれん君

松本 洋平君 宮崎 謙介君

山田 賢司君 安住 淳君

武正 公一君 前原 誠司君

鷺尾英一郎君 坂元 大輔君

田沼 隆志君 三木 圭恵君

山之内 毅君 岡本 三成君

大熊 利昭君 佐々木憲昭君

鈴木 克昌君

財務大臣 麻生 太郎君  
(金融担当)  
財務副大臣 古川 慎久君  
財務大臣政務官 葉梨 康弘君  
財務金融委員会専門員 北村 治則君

委員の異動

三月十九日

辞任

安藤 裕君

小田原 潔君

補欠選任

宮崎 謙介君

工藤 彰三君

第一類第五号

財務金融委員会議録第六号

平成二十六年三月十九日

田畑 毅君 小林 茂樹君  
竹本 直一君 藤丸 敏君  
藤井比早之君 大串 正樹君

同日

辞任 大串 正樹君 補欠選任 藤井比早之君

工藤 彰三君 小田原 潔君

小林 茂樹君 田畑 毅君

藤丸 敏君 竹本 直一君

宮崎 謙介君 安藤 裕君

三月十八日

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)  
国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)

同月七日  
健全な飲酒環境の整備に関する請願(小淵優子君紹介)(第一六四号)  
同(野田賢司君紹介)(第一八二号)  
同(橋慶一郎君紹介)(第二〇一号)  
同(中野洋昌君紹介)(第二〇二号)  
同(山田賢司君紹介)(第二〇三号)  
同(吉野正芳君紹介)(第二〇四号)  
同(左藤章君紹介)(第二二二号)  
同(武藤容治君紹介)(第二三三三号)  
同(田中英之君紹介)(第二三九号)  
同(前原誠司君紹介)(第二四〇号)  
同(宮腰光寛君紹介)(第二四八号)  
同(大口善徳君紹介)(第二六〇号)  
同(鈴木克昌君紹介)(第二六一号)  
同(田畑裕明君紹介)(第二六二二号)  
同(永岡桂子君紹介)(第二三〇三三号)  
消費税の増税は中止することに関する請願(佐々木憲昭君紹介)(第二二二二号)

同日の会議に付した案件  
関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)  
国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)

○林田委員長 これより会議を開きます。  
内閣提出、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。  
順次趣旨の説明を聴取いたします。財務大臣麻生太郎君。

○麻生国務大臣 ただいま議題となりました関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明させていただきます。

まず、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。  
政府は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、少額輸入貨物に対する簡易税率の適用対象額及び関税率等について所要の改正を行うこととし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、少額輸入貨物に対する簡易税率の適用対象額の拡大であります。

通関手続の迅速化を図るため、少額輸入貨物に対する簡易税率の適用対象を、課税価格の合計額が十万円以下の輸入貨物から二十万円以下の輸入貨物に拡大することとしております。

第二に、関税の減税制度の対象の拡充、暫定税率等及び暫定の減免税制度の適用期限の延長を行うこととしております。

その他、所要の規定の整備を行うこととしております。

次に、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

同協会は、世界銀行グループの中核機関として、所得水準の特に低い開発途上国に対し、超長期かつ低利の融資や贈与等を行うことを主たる業務とする国際機関であります。先般、同協会の本年から三年間の財源を確保するため 第十七次の

(本号末尾に掲載)

増資を行うことが合意されております。

政府においては、開発途上国の経済成長と貧困削減に果たす同協会の役割の重要性に鑑み、この第十七次増資に係る追加出資を行うこととし、本法律案を提出した次第であります。

本法律案の内容は、政府が同協会に対し、三千三百四十二億四千四百円の範囲におきまして追加出資を行い得るよう、所要の改正を行うものであります。

以上が、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○林田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る二十五日火曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十七分散会

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律

(関税定率法の一部改正)

第一条 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三条の三第一項中「十万円」を「二十万円」に改める。

別表第〇四〇二・一〇号中「幼児又はを幼児」に改め、「児童福祉施設の児童」の下に「又は児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の三第九項、第十項若しくは第十二項に規定する事業による保育を受ける児童」を加える。

(関税暫定措置法の一部改正)

第二条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第四条中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第七条の三第一項中「平成二十五年年度」を「平成二十六年年度」に、「第七条の八」を「第七条の七」に改める。

第七条の四第一項、第七条の五第一項並びに第七条の六第一項、第二項及び第七項中「平成二十五年年度」を「平成二十六年年度」に改める。

第七条の七を削り、第七条の八を第七条の七とする。

第八条第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

別表第一の三、別表第一の三の二、別表第一の六及び別表第一の八中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第一条中関税定率法別表の改正規定は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の施行の日から施行する。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正)

2 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第四号を削り、同項第五号中「第七条の八第八項」を「昭和三十五年法律第三十六号」第七条の七第八項に改め、同号を同項第四号とする。

理 由

最近における内外の経済情勢等に対応するため、少額輸入貨物に対する簡易税率の適用対象額の拡大及び暫定関税率の適用期限の延長等の措置

を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律(昭和三十五年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

18 前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、協会に対し、三千三百四十二億四千四百円の範囲内において、出資することができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

国際開発協会の第十七次増資に伴い、我が国が追加出資を行い得るよう所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。